

第3章 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

地方公務員の給与は、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることになっています。

市には公平中立な機関である人事委員会が設置されており、人事委員会は毎年、市内民間企業の従業員の給与を調査したり、国や他の地方公共団体の職員の給与を参考にして、市職員の給与勧告を行っています。職員の給与は、この勧告に基づき、市会の議決を経るなどして定められています。

1 人件費等の状況

(1) 人件費の状況

人件費は、人の雇用に伴う広い範囲の経費です。一般職職員への給料や各種手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料・報酬、共済組合や社会保険への負担金等が含まれます。令和元年度決算見込みの人件費は次のとおりです。

ア 市長事務部局及び行政委員会等の状況

歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
千円 2,301,654,934	千円 13,337,606	千円 270,742,771	% 11.8

イ 企業局の状況

区 分		経常支出額(A)	経常収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
上下水道局	水道事業会計	千円 43,858,529	千円 2,717,554	千円 9,666,376	% 22.0
	工業用水道事業会計	千円 891,749	千円 81,751	千円 25,336	% 2.8
	下水道事業会計	千円 69,903,165	千円 2,173,763	千円 6,575,112	% 9.4
交通局	自動車運送事業会計	千円 24,404,823	千円 1,231,277	千円 13,095,879	% 53.7
	高速度鉄道事業会計	千円 77,836,611	千円 15,053,719	千円 26,266,494	% 33.7
病院局	病院事業会計	千円 35,617,720	千円 △1,619,312	千円 15,853,791	% 44.5

(注) 水道事業会計及び下水道事業会計には、資本勘定支弁職員に係る人件費（それぞれ1,119,416千円、1,821,805千円）を含みません。

(2) 給与費

給与とは給料、扶養手当等の各種手当及び民間のボーナスに相当する期末・勤勉手当等の総額から退職手当を除いたものです。令和元年度決算見込みの給与費は次のとおりです。

ア 市長事務部局及び行政委員会等の状況

職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
	給料	期末・勤勉 手当	その他の 手当	計 (B)	
27,014人 (1)	千円 106,633,903	千円 48,851,683	千円 34,506,419	千円 189,992,005	千円 7,033

(注) 1. 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

2. () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

イ 企業局の状況

区 分			職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
				給料	期末・奨励 手当	その他の 手当	計 (B)	
上下水道局	水道事業 会計	損益 勘定	1,093人 (0)	千円 4,035,808	千円 1,871,967	千円 1,435,617	千円 7,343,392	千円 6,719
		資本 勘定	134人 (0)	千円 505,240	千円 235,370	千円 188,961	千円 929,571	千円 6,937
	工業用水道 事業会計	損益 勘定	2人 (0)	千円 9,875	千円 5,323	千円 3,380	千円 18,578	千円 9,289
	下水道事 業会計	損益 勘定	714人 (0)	千円 2,678,775	千円 1,249,335	千円 1,029,183	千円 4,957,293	千円 6,943
		資本 勘定	220人 (0)	千円 812,100	千円 378,594	千円 316,594	千円 1,507,288	千円 6,851
	自動車 運送事 業会計	損益 勘定	1,398人 (0)	千円 4,761,615	千円 2,250,351	千円 2,826,418	千円 9,838,384	千円 7,037
交通局		損益 勘定	2,718人 (0)	千円 9,874,023	千円 4,599,960	千円 5,503,103	千円 19,977,086	千円 7,350
病院局	病院事業 会計	損益 勘定	1,543人 (0)	千円 5,362,306	千円 2,454,330	千円 3,762,028	千円 11,578,664	千円 7,504

(注) 1. 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

2. () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

2 初任給や平均給料等の状況

(1) 初任給

市職員のうち代表的な職種である行政職の令和2年4月1日現在における初任給等は次のとおりです。

職 種	区 分	初任給	2年経過日の給料月額
行政職（上下水道局、交通局及び病院局にあっては企業職(1)）	大学卒業程度	183,500円	199,600円
	高校卒業程度	148,800円	153,200円

(2) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

市職員のうち代表的な職種の令和2年4月1日現在における平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢は次のとおりです。

ア 市長事務部局及び行政委員会等の状況

区 分	行政職	技能労務職
平均給料月額	312,930円	343,293円
平均給与月額	378,677円	407,400円
平均年齢	40.5歳	51.2歳

(注) 平均給与月額は、給料、調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の合計です。

イ 企業局の状況

区 分		企業職(1)	企業職(2)
上下水道局	平均給料月額	310,792円	330,971円
	平均給与月額	377,602円	399,433円
	平均年齢	40.0歳	47.9歳
交通局	平均給料月額	332,616円	285,669円
	平均給与月額	405,964円	346,949円
	平均年齢	44.1歳	44.1歳
病院局	平均給料月額	306,437円	348,820円
	平均給与月額	380,964円	411,538円
	平均年齢	39.6歳	50.5歳

(注) 1. 平均給与月額は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の合計です。
2. 企業職(1)は行政職、企業職(2)（交通局においては企業職(3)及び企業職(4)）は技能労務職に相当する職種です。

(3) 経験年数別・学歴別平均給料月額

市職員のうち代表的な職種の令和2年4月1日現在における経験年数別にみた平均給料月額は次のとおりです。なお、経験年数とは卒業後ただちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

区 分			経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
市長事務部局 及び 行政委員会等	行政職	大学卒	254,753円	302,444円	346,377円
		高校卒	214,189円	265,857円	299,938円
	技能労務職	中学卒	205,243円	246,688円	262,460円
上下水道局	企業職(1)	大学卒	256,627円	306,130円	354,100円
		高校卒	215,600円	262,595円	309,233円
	企業職(2)	中学卒	208,367円	243,955円	285,583円

交通局	企業職(1)	大学卒	255,247円	305,179円	349,282円
		高校卒	216,000円	246,400円	281,600円
	企業職(3) 及び企業職(4)	—	229,038円	257,383円	284,737円
病院局	企業職(1)	大学卒	256,525円	268,400円	355,823円

(注) 企業職(1)は行政職、企業職(2)（交通局においては企業職(3)及び企業職(4)）は技能労務職に相当する職種です。

3 給料の決定

(1) 級別職員数等

一般職職員の給料月額は給料表によって決められており、行政、消防、教育等の職種に応じてそれぞれ給料表が定められています。そのような各給料表には職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が設けられています。各給料表の令和2年4月1日現在における構成は次のようになります。

ア 市長事務部局及び行政委員会等における級別職員数等

(ア) 行政職

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	部長	局長 区長	—
職員数	人 838	人 2,834	人 1,560	人 2,653	人 1,017	人 703	人 614	人 127	人 44	人 10,390
構成比	% 8.1	% 27.3	% 15.0	% 25.5	% 9.8	% 6.8	% 5.9	% 1.2	% 0.4	% 100.0

(注) 1. 他の給料表の適用を受けない職員に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級8,013人、係長級1,592人、課長級614人、部長級127人、局長級44人です。

(イ) 消防職

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
基準となる 職務	消防吏員	消防吏員	消防吏員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	消防署長	—
職員数	人 159	人 574	人 505	人 584	人 244	人 60	人 88	人 14	人 2,228
構成比	% 7.1	% 25.8	% 22.7	% 26.2	% 11.0	% 2.7	% 3.9	% 0.6	% 100.0

(注) 1. 消防吏員（消防長等を除く。）に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級1,925人、係長級201人、課長級88人、部長級14人です。

(ウ) 教育職(2)

区 分	1級	2級	3級	4級	計
基準となる 職務	講師	教諭	教頭	校長	—
職員数	人 26	人 1,381	人 48	人 55	人 1,510
構成比	% 1.7	% 91.5	% 3.2	% 3.6	% 100.0

(注) 1. 高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭等に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、課長級10人、その他1,500人です。

(エ) 教育職(3)

区 分	1級	2級	3級	計
基準となる 職務	講師	教諭	園長	—
職員数	人 0	人 113	人 21	人 134
構成比	% 0.0	% 84.3	% 15.7	% 100.0

(注) 幼稚園に勤務する教諭等に適用される給料表です。

(オ) 教育職(4)

区 分	1級	2級	特2級	3級	4級	計
基準となる 職務	講師	教諭	主幹教諭	教頭	校長	—
職員数	人 0	人 8,133	人 13	人 380	人 382	人 8,908
構成比	% 0.0	% 91.3	% 0.1	% 4.3	% 4.3	% 100.0

(注) 小学校又は中学校に勤務する教諭等に適用される給料表です。

(カ) 研究職

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる 職務	研究員	研究員	研究員	主任研究員	室長	部長	所長	—
職員数	人 9	人 19	人 38	人 34	人 14	人 3	人 1	人 118
構成比	% 7.6	% 16.1	% 32.2	% 28.8	% 11.9	% 2.5	% 0.9	% 100.0

(注) 1. 工業研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する技術職員（一部を除く。）に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級100人、課長級14人、部長級3人、局長級1人です。

(キ) 医療職(1)

区 分	1級	2級	3級	4級	計
基準となる 職務	医師	部長	副病院長	院長	—
職員数	人 6	人 23	人 19	人 2	人 50
構成比	% 12.0	% 46.0	% 38.0	% 4.0	% 100.0

(注) 1. 医師及び歯科医師に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級 7人、係長級9人、課長級17人、部長級15人、局長級2人です。

(ク) 医療職(2)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる 職務	薬剤師等	薬剤師等	薬剤師等	主任	係長	総括係長	課長	—
職員数	人 4	人 14	人 12	人 67	人 11	人 12	人 5	人 125
構成比	% 3.2	% 11.2	% 9.6	% 53.6	% 8.8	% 9.6	% 4.0	% 100.0

(注) 1. 医療保護施設等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師等に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級103人、係長級17人、課長級5人です。

(ケ) 医療職(3)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる 職務	保健師等	保健師等	保健師等	主任	係長	総括係長	課長	—
職員数	人 21	人 115	人 93	人 178	人 31	人 18	人 9	人 465
構成比	% 4.5	% 24.7	% 20.0	% 38.3	% 6.7	% 3.9	% 1.9	% 100.0

(注) 1. 医療保護施設等に勤務する保健師及び看護師等に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級413人、係長級43人、課長級9人です。

(コ) 技能労務職

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	計
基準となる 職務	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	—	—
	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	
職員数	人 77	人 0	人 0	人 0	人 —	人 77
	0	128	457	1,328	107	2,020
構成比	% 100.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% —	% 100.0
	0.0	6.3	22.6	65.8	5.3	100.0

(注) 1. 守衛士、交換士、運転士、技士及び業務士等に適用される給料表です。

2. 下段は、技能労務職員の給与見直しに係る経過措置適用者に係るものです。

3. 職制上の段階別の人数は、係員級2,097人です。

(サ) 行政職等

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長	総括係長	課長	部長	局長 区長	—
職員数	人 0	人 0	人 311	人 1,347	人 24	人 0	人 6	人 5	人 0	人 1,693
構成比	% 0.0	% 0.0	% 18.4	% 79.6	% 1.4	% 0.0	% 0.3	% 0.3	% 0.0	% 100.0

(注) 1. 再任用職員に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級1,450人、係長級24人、課長級6人、部長級2人、その他211人です。

イ 企業局における級別職員数等

(ア) 上下水道局 企業職(1)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	部長	次長 本部長	—
職員数	人 74	人 465	人 271	人 371	人 120	人 137	人 91	人 10	人 2	人 1,541
構成比	% 4.8	% 30.2	% 17.6	% 24.1	% 7.8	% 8.9	% 5.9	% 0.6	% 0.1	% 100

(注) 1. 上下水道局に勤務する行政職に相当する職種に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級1,189人、係長級249人、課長級91人、部長級10人、局長級2人です。

(イ) 上下水道局 企業職(2)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	計
基準となる 職務	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	—
職員数	人 0	人 121	人 74	人 232	人 48	人 475
構成比	% 0	% 25.5	% 15.6	% 48.8	% 10.1	% 100

(注) 1. 上下水道局に勤務する工務長、業務技師及び業務士に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級475人です。

(ウ) 上下水道局 企業職(3)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長	総括係長	課長	部長	次長 本部長	—
職員数	人 0	人 0	人 25	人 130	人 16	人 4	人 0	人 0	人 0	人 175
構成比	% 0.0	% 0.0	% 14.3	% 74.3	% 9.1	% 2.3	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 100.0

- (注) 1. 上下水道局に勤務する再任用職員に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級155人、係長級20人です。

(エ) 交通局 企業職(1)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	部長	次長 本部長	—
職員数	人 31	人 172	人 87	人 264	人 100	人 81	人 57	人 9	人 2	人 803
構成比	% 3.9	% 21.4	% 10.8	% 32.9	% 12.5	% 10.1	% 7.1	% 1.1	% 0.2	% 100.0

- (注) 1. 交通局に勤務する行政職に相当する職種に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級571人、係長級164人、課長級57人、部長級9人、局長級2人です。

(オ) 交通局 企業職(3)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	計
基準となる 職務	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	—
職員数	人 443	人 1,074	人 1,014	人 796	人 67	人 3,394
構成比	% 13.0	% 31.6	% 29.9	% 23.5	% 2.0	% 100.0

- (注) 1. 交通局に勤務する電車運輸主事、自動車運輸主事及び運輸技師等に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級3,394人です。

(カ) 交通局 企業職(4)

区 分	1級	計
基準となる 職務	技能労務職員	—
職員数	人 37	人 37
構成比	% 100.0	% 100.0

- (注) 1. 交通局に勤務する業務技師、業務士に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級37人です。

(キ) 交通局 企業職(6)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長	総括係長	課長	部長	次長 本部長	—
職員数	人 0	人 0	人 81	人 69	人 1	人 0	人 1	人 0	人 0	人 152
構成比	% 0.0	% 0.0	% 53.4	% 45.4	% 0.6	% 0.0	% 0.6	% 0.0	% 0.0	% 100.0

- (注) 1. 交通局に勤務する再任用職員に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級150人、係長級1人、課長級1人です。

(ク) 病院局 企業職(1)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長 副係長	課長代理 総括係長	課長	部長	次長	—
職員数	人 11	人 44	人 21	人 12	人 16	人 9	人 12	人 3	人 1	人 129
構成比	% 8.5	% 34.1	% 16.3	% 9.3	% 12.4	% 7.0	% 9.3	% 2.3	% 0.8	% 100.0

- (注) 1. 病院局に勤務する行政職に相当する職種に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級88人、係長級25人、課長級12人、部長級3人、局長級1人です。

(ケ) 病院局 企業職(2)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	計
基準となる 職務	技能労務職員	技能労務職員	技能労務職員	技能主任	技能長	—
職員数	人 0	人 0	人 0	人 5	人 0	人 5
構成比	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 100.0	% 0.0	% 100.0

- (注) 1. 病院局に勤務する技術主事等に適用される給料表です。
2. 職制上の段階別の人数は、係員級5人です。

(コ) 病院局 企業職(3)

区 分	1級	2級	3級	4級	計
基準となる 職務	医師	部長	副病院長	病院長	—
職員数	人 42	人 81	人 70	人 2	人 195
構成比	% 21.5	% 41.6	% 35.9	% 1.0	% 100.0

(注) 1. 病院局に勤務する医師及び歯科医師に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級73人、係長級34人、課長級64人、部長級22人、局長級2人です。

(サ) 病院局 企業職(4)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる 職務	薬剤師等	薬剤師等	薬剤師等	主任	係長	総括係長	課長	—
職員数	人 17	人 115	人 30	人 33	人 21	人 8	人 9	人 233
構成比	% 7.3	% 49.3	% 12.9	% 14.2	% 9.0	% 3.4	% 3.9	% 100.0

(注) 1. 病院局に勤務する薬剤師、管理栄養士及び診療放射線技師等に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級204人、係長級20人、課長級9人です。

(シ) 病院局 企業職(5)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる 職務	助産師等	助産師等	助産師等	主任	係長	総括係長	看護部長	—
職員数	人 224	人 354	人 152	人 178	人 39	人 12	人 11	人 970
構成比	% 23.1	% 36.5	% 15.7	% 18.4	% 4.0	% 1.2	% 1.1	% 100.0

(注) 1. 病院局に勤務する助産師及び看護師等に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係員級918人、係長級41人、課長級11人です。

(ス) 病院局 企業職(6)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
基準となる 職務	職員	職員	職員	主任	係長	総括係長	課長	部長	次長	—
職員数	人 0	人 0	人 25	人 9	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 34
構成比	% 0.0	% 0.0	% 73.5	% 26.5	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 100.0

(注) 1. 病院局に勤務する再任用職員に適用される給料表です。

2. 職制上の段階別の人数は、係長級34人です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給については、昇給日を10月1日として、昇給日の属する年度の前年度の勤務成績に応じて昇給の号給数が決定されます。勤務成績が特に良好とされた職員の昇給号給数は5号給、良好とされた職員の昇給号給数は4号給、良好でないとされた職員の昇給号給数は3号給以下となります。

令和元年度における昇給への勤務成績の反映状況は次のとおりです。

区 分	市長事務部局 及び 行政委員会等	上下水道局	交通局	病院局
特に良好とされ昇給した職員数	9,803人	826人	1,631人	580人
良好とされ昇給した職員数	13,925人	1,141人	2,235人	687人
良好でないとされ昇給した職員数	238人	23人	75人	12人

(注) 職員数は、平成31年1月1日現在の人数であり、育児休業職員等を除きます。

4 手当の状況

職員には、職員の給与に関する条例に基づき、各種手当を支給しています。手当の種類及び支給要件等は次のとおりです。上下水道局、交通局及び病院局の職員についても、企業管理規程に基づき、同様の手当を支給しています。

(1) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当とは、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は6月1日及び12月1日（これらの日を「基準日」といいます。）にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて支給され、勤勉手当はそれぞれ基準日に在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給されます。支給割合は過去1年間の民間企業のボーナス支給実績等を反映した結果、次のとおりとなっています。

ア 課長級以上

支給月	期末手当	勤勉手当	合 計
	月分	月分	月分
6 月期	1.1 (0.625)	0.965～1.295 (0.46～0.62)	2.065～2.395 (1.085～1.245)
12月期	1.1 (0.625)	0.965～1.295 (0.46～0.62)	2.065～2.395 (1.085～1.245)
合 計	2.2 (1.25)	1.93～2.59 (0.92～1.24)	4.13～4.79 (2.17～2.49)

イ 係長級以下

支給月	期末手当	勤勉手当	合 計
	月分	月分	月分
6 月期	1.3 (0.725)	0.84～0.96 (0.395～0.455)	2.14～2.26 (1.12～1.18)
12月期	1.3 (0.725)	0.84～0.96 (0.395～0.455)	2.14～2.26 (1.12～1.18)
合 計	2.6 (1.45)	1.68～1.92 (0.79～0.91)	4.28～4.52 (2.24～2.36)

- (注) 1. 支給割合は、令和2年4月1日現在の制度です。
 2. () 内は、再任用職員の支給割合です。
 3. 勤勉手当の支給割合は勤務成績に応じて決定されます。
 4. 役職上の段階、職務の級、勤務成績等による加算措置があります。
 5. 上下水道局、交通局及び病院局においては、勤勉手当を奨励手当として支給しますが、支給月数は表のとおりです。
 6. 会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合は、令和4年度まで経過措置を実施しています。
 7. 支給職員一人あたりの平均支給年額は、令和元年度決算見込みで市長事務部局及び行政委員会等（以下「市長事務部局等」という。）については1,871,497円、上下水道局については1,731,753円、交通局については1,667,554円、病院局については1,570,269円です。

(2) 地域手当

名古屋市は民間における賃金が特に高い都市部の地方公共団体であるため、この地域における民間賃金をよりの確に反映するために支給されているのが地域手当であり、市職員全員が支給を受けています。支給率は、給料＋管理職手当＋扶養手当の月額合計の15%（東京都特別区在勤者は20%）であり、職員一人あたりの平均支給月額は、令和元年度決算見込みで市長事務部局等については52,808円、上下水道局については49,091円、交通局については46,805円、病院局については45,125円になります。

(3) 扶養手当

扶養親族のある職員に支給しています。支給要件及び支給月額は次のとおりです。

支 給 要 件		支 給 月 額
配偶者及び父母等		局長級 : 0円 部長級 : 3,500円 それ以外 : 6,500円
子		10,000円
	16歳～22歳の子がいる場合	上記の額に、被扶養者1人につき5,000円加算

- (注) 1. 支給要件及び支給月額は、令和2年4月1日現在の制度です。
2. 経過措置として令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、局長級に対して月額3,500円を支給します。
3. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和元年度決算見込みで市長事務部局等については20,222円、上下水道局については20,412円、交通局については21,266円、病院局については20,107円です。

(4) 住居手当

自らが居住する住居に係る費用を負担している職員に支給しています。

支 給 要 件	支 給 月 額
自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超え23,000円以下の家賃を支払っている職員	2,500円
自ら居住するため住宅を借り受け、月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	8,800円
単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が住居されるための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員	上記の額の2分の1に相当する額

- (注) 1. 支給要件及び支給月額は、令和2年4月1日現在の制度です。
2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和元年度決算見込みで市長事務部局等については6,041円、上下水道局については4,166円、交通局については3,720円、病院局については5,591円です。
3. 経過措置として令和3年3月31日までの間においては、平成28年3月31日現在持家に居住する者等に対して月額2,500円を支給します。

(5) 通勤手当

通勤費用を負担している職員に支給しています。

支 給 要 件	支 給 月 額
交通機関利用者	運賃相当額(月 55,000 円を限度) (6ヶ月定期券等の価格を一括支給)
交通用具利用者	交通用具の種類や使用距離により 2,000 円～24,400 円

- (注) 1. 支給要件及び支給月額、令和2年4月1日現在の制度です。
 2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和元年度決算見込みで市長事務部局等については10,424円、上下水道局については13,023円、交通局については10,612円、病院局については9,183円（1ヶ月単位支給）です。

(6) 特殊勤務手当

危険・不快・不健康等の特殊な勤務条件下にある職員に支給され、支給職員の割合等は次のとおりです。

ア 市長事務部局等の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合			30.0%
支給職員一人あたりの平均支給月額			11,313円
手当の種類（手当数）			26種類
代表的な手当の名称	支給額の高い手当 (支給額が定額で定められているもの)	福祉業務手当、ごみ及びし尿収集処理手当、航空業務手当、教員特殊業務手当、夜間業務手当	
	多くの職員に支給されている手当	福祉業務手当、教員特殊業務手当、夜間業務手当、救急出動手当、火災出動手当	

- (注) 1. 職員全体に占める手当支給職員の割合、手当の種類及び代表的な手当の名称は、令和2年4月1日現在の制度によるものです。
 2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和元年度決算見込みの額です。

イ 企業局の状況

上 下 水 道 局	職員全体に占める手当支給職員の割合		30.0%
	支給職員一人あたりの平均支給月額		3,512円
	手当の種類（手当数）		3種類
	代表的な手当 の名称	支給額の高い手当 （支給額が定額で定め られているもの）	非常災害等業務手当、夜間勤務手当、特別作 業手当
		多くの職員に支給され ている手当	特別作業手当、夜間勤務手当、非常災害等業 務手当

交 通 局	職員全体に占める手当支給職員の割合		77.3%
	支給職員一人あたりの平均支給月額		8,030円
	手当の種類（手当数）		3種類

	代表的な手当 の名称	支給額の高い手当 (支給額が定額で定め られているもの)	隔日勤務手当、中休手当、業務手当
		多くの職員に支給され ている手当	隔日勤務手当、中休手当、業務手当
病 院 局	職員全体に占める手当支給職員の割合		67.7%
	支給職員一人あたりの平均支給月額		49,448円
	手当の種類(手当数)		9種類
	代表的な手当 の名称	支給額の高い手当 (支給額が定額で定め られているもの)	医師等呼出手当、分べん業務手当、夜間業務 手当、医師研究手当、死体処理手当
		多くの職員に支給され ている手当	夜間業務手当、医師研究手当、医師診療手当、 死体処理手当、放射線取扱手当

- (注) 1. 職員全体に占める手当支給職員の割合、手当の種類及び代表的な手当の名称は、令和2年4月1日現在の制度によるものです。
2. 支給職員一人あたりの平均支給月額は、令和元年度決算見込みの額です。

(7) 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給しており、支給総額等は次のとおりです。現在、効率的な行政運営を行うことによる超過勤務時間の縮減に取り組んでいます。

ア 市長事務部局等の状況

支給総額	支給職員一人あたりの平均支給月額
7,622,400千円	42,945円

- (注) 1. 令和元年度決算見込みの額です。
2. 休日給及び夜勤手当を含みます。

イ 企業局の状況

区 分	支給総額	支給職員一人あたりの平均支給月額
上下水道局	885,680千円	35,794円
交通局	4,324,203千円	89,063円
病院局	1,223,934千円	69,055円

- (注) 1. 令和元年度決算見込みの額です。
2. 休日給及び夜勤手当を含みます。

(8) 退職手当

退職時に支給される一時金であり、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて得た基本額に、在職中の貢献度を勘案した調整額を加えて算出しています。

区 分		自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.68624月分	24.6078 月分
	勤続25年	28.05624月分	33.27912月分
	勤続35年	39.77424月分	47.709 月分
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整額		在職期間における任用段階等に応じた調整月額（0円～65,000円）のうち、その額が最も多いものから60月分の合計額です。	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置として、年齢55歳以上かつ勤続25年以上で退職する者には退職手当の算定基礎となる給料月額に退職の時の年齢に応じて4～20%加算しています。	

(注) 1. 支給率は、令和2年4月1日現在の制度です。

2. 支給職員一人あたりの平均支給額は、令和元年度決算見込みで、自己都合の場合2,845千円、定年・勸奨の場合21,286千円です。

(9) その他の手当

(1)～(8)以外に、次の手当などがあります。

手 当 名	支給要件及び支給額	支給職員一人あたりの平均支給月額 (令和元年度決算見込み)
管理職手当	課長級以上の職員に対して、月額42,000円～158,000円の範囲で支給	市長事務部局等 78,488円 上下水道局 81,274円 交通局 90,093円 病院局 97,143円
初任給調整手当	医師及び歯科医師等で要件に該当する者に対して、月額1,500円～250,900円の範囲で支給	市長事務部局等 103,030円 病院局 46,167円
単身赴任手当	異動等で配偶者と別居し単身で生活する職員に対して、交通距離に応じて月額30,000円～100,000円の範囲で支給	市長事務部局等 37,604円 上下水道局 46,000円
宿日直手当	日直勤務または宿直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき6,200円～26,500円の範囲で支給	市長事務部局等 30,458円 病院局 30,765円
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要等により週休日（勤務時間が割り振られていない日をいいます。）または休日に勤務し又は災害への対処等のために週休日または休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外に勤務した課長級以上の職員に対して、勤務1回につき3,000円～18,000円の範囲で支給	市長事務部局等 989円 上下水道局 1,189円 交通局 1,458円 病院局 10,177円

(注) 支給要件及び支給額は、令和2年4月1日現在の制度です。

5 特別職の報酬等

市長や議員等特別職職員の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者等による特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市会の議決を経て定められています。

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には、議員報酬及び期末手当が支給されます。なお、市長については、平成29年7月7日以降、給料月額を50万円、期末手当を6月期、12月期ともに100万円とし、地域手当及び退職手当を不支給としています。副市長についても引き続き給料及び期末手当については10%をそれぞれ減額しています。議長、副議長及び議員については、平成28年4月1日以降、議員報酬を15%減額しています。

(1) 特別職の報酬等

	給料月額/報酬月額	期 末 手 当	
市長	円 500,000 (1,467,000)	6月期	1,000,000円 (1.7月分)
		12月期	1,000,000円 (1.7月分)
副市長	円 946,800 (1,100,000)	6月期	2,623,583円 (1.7月分)
		12月期	2,623,583円 (1.7月分)
議長	円 1,041,250 (1,225,000)	6月期	2,575,562円 (1.45月分)
		12月期	2,930,812円 (1.65月分)
副議長	円 916,300 (1,078,000)	6月期	2,266,495円 (1.45月分)
		12月期	2,579,115円 (1.65月分)
議員	円 841,500 (990,000)	6月期	2,081,475円 (1.45月分)
		12月期	2,368,575円 (1.65月分)

- (注) 1. 給料月額及び報酬月額は令和2年4月1日現在の額です。
 2. 期末手当は令和2年4月1日現在の制度による額です。
 3. () 内は、「市長等の給与の特例に関する条例(平成29年条例第37号)」及び「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成28年条例第47号)」による減額措置がないものとした場合の額及び支給月数です。

(2) 市長及び副市長の退職手当の支給水準

区 分	退職手当の支給水準
市 長	給料月額×在職月数×100分の60
副市長	給料月額×在職月数×100分の45

- (注) 令和2年4月1日現在の制度です。なお、現任期における市長の退職手当については、不支給としています。

6 勤務時間の状況

職員の勤務時間については、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）等により定められています。

職員の勤務時間は、原則として、1週間につき38時間45分とし、勤務の割振りは月曜日から金曜日までとしています。また、1日の勤務時間の割振りは午前8時45分から午後5時30分までとし、その途中に60分の休憩時間を設け、7時間45分としています。

なお、業務の性質上、上記の原則によることが適当でない福祉施設や市民施設等の職員等については、特別の定めをしています。

7 休暇制度

休暇制度についても勤務時間と同様、勤務時間条例により定められています。休暇には、年次休暇、特別休暇、臨時休暇、介護休暇及び代日休暇があります。上下水道局、交通局及び病院局においても、企業管理規程に基づき、同様の休暇制度が定められています。

（１）年次休暇の状況

年次休暇は、年に20日与えられ、その年次は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わります。年次の途中で採用された職員には、採用された月に応じて2日から18日までの範囲内で定められた日数の年次休暇が与えられます。また、その年次に使用しなかった年次休暇の日数は、翌年次に限り繰り越して使用することができます。令和元年度における平均使用日数は、14.8日です。

（２）特別休暇等の状況

ア 特別休暇

特別休暇の内容及び令和元年度における取得者数は、次のとおりです。

（単位：人）

種 類	付 与 日 数	取得者数
妊娠障害	妊娠の期間を通じて2週間以内	137
産前産後	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産後8週間まで	828
生 理	1回につき2日以内	895
結 婚	5日以内	694
忌 引	親族の親等に応じ7日以内で定める日数	3,298
ボランティア活動	1年度につき5日以内	5

（注）令和2年4月1日現在の制度です。

イ 臨時休暇

臨時休暇は、厚生に関する計画の実施又はその他の事由により必要があると認めた場合に、任命権者が人事委員会の承認を得て与えるものです。令和元年度に職員に与えられた臨時休暇の内容等は、次のとおりです。

(単位：日)

付 与 日 数	平均使用日数
5	4.7

ウ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷又は疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に、6月以内で認められます。令和元年度における取得者数は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	取得者数
男性職員	7
女性職員	17
合 計	24

エ 代日休暇

代日休暇は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に一定時間以上勤務した職員に対して与えられます。令和元年度における取得者数は、1,590人です。